

鳥羽市の人事行政の運営等の状況について

「鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成18年条例第2号)の規定に基づき、鳥羽市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成18年4月1日現在)

区 分	競 争 試 験
一 般 事 務 職	8人
消 防 職	2人
技 術 職 (船 員)	1人
合 計	11人

(注) 職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数を考慮し行っています。

(2) 職員の退職者数(平成17年度)

区 分	定 年 退 職	勸 奨 退 職	普 通 退 職 等	合 計
市 長 部 局 等	5人	10人	4人	19人
教 育 委 員 会	1人		2人	3人
消 防		2人		2人
合 計	6人	12人	6人	24人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

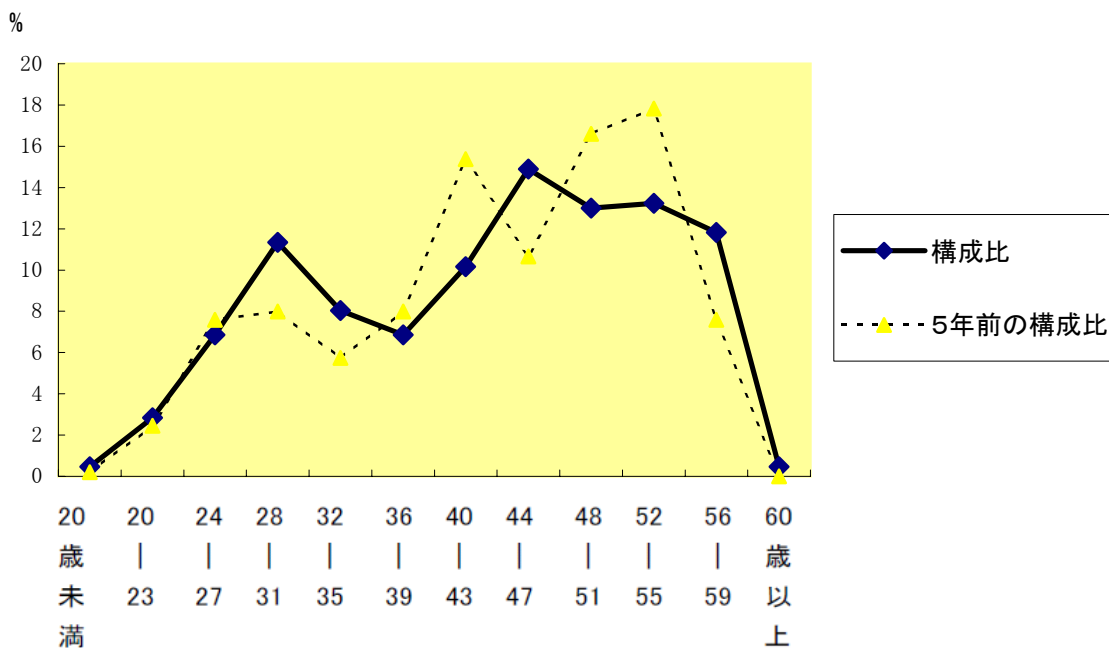
部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	議 会	6	4	△ 2	事務の統廃合
	一 般				
	総務企画	63	59	△ 4	事務の統廃合
	税 務	18	21	3	三重地方税管理回収機構へ派遣、特別滞納整理係の設置等
	民 生	99	94	△ 5	事務の統廃合
	衛 生	51	49	△ 2	事務の統廃合
	行 政				
	農林水産	16	15	△ 1	事務の統廃合
	商 工	7	8	1	業務内容の充実
	部 門	土 木	23	22	△ 1
	計	283	272	△ 11	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.42人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.01人)
	教育部門	47	43	△ 4	バス運転業務・市民体育館運営の委託等
	消防部門	40	40		
	小 計	370	355	△ 15	<参考> 人口1,000人当たり職員数 14.91人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.51人)
公 営 会 社 等 部 門	水 道	18	18		
	交 通	36	36		
	下 水 道	2	2		
	そ の 他	11	13	2	特別滞納整理係の設置等(国保事業)
	小 計	67	69	2	
合 計		437	424	△ 13	<参考> 人口1,000人当たり職員数 17.81人
		[554]	[554]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 特別行政部門には、教育長を含みます。

(4) 年齢別職員構成の状況（18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
平成18年度職員数	2人	12人	29人	48人	34人	29人	43人	63人	55人	56人	50人	2人	423人
平成13年度(5年前)職員数	1人	12人	37人	39人	28人	39人	75人	52人	81人	87人	37人	人	488人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
436人	395人	41人	9.4%

(注) 平成22年4月1日現在における定員の数値目標とは、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」における集中改革プランによる市全体で策定した数値目標です。また、職員数には教育長を含んでいません。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分	17年計画始期	18年	19年	20年	17年～20年計	(参考)数値目標
		1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	283	272		—	
	増減		△11		—	
教 育	職員数	46	42		—	
	増減		△4		—	
消 防	職員数	40	40		—	
	増減		0		—	
公営企業等会計	職員数	67	69		—	
	増減		2		—	
計	職員数	436	423	418	408	395
	増減		△13	△5	△10	△28 (68.3%)

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
 2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。
 4 教育部門には教育長を含んでいません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	23,804人	10,012,084千円	343,549千円	3,324,614千円	33.3%	36.0%

(注) 人件費には、一般職員のほか、市長、助役等の特別職の給与や市議会議員の報酬などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	369人	1,448,490千円	180,865千円	578,741千円	2,208,096千円	5,984千円	6,225千円

(注) 1 職員給与とは、人件費のうち一般職員に支給される給与諸手当をいいます。

2 職員手当には退職手当が含まれていません。

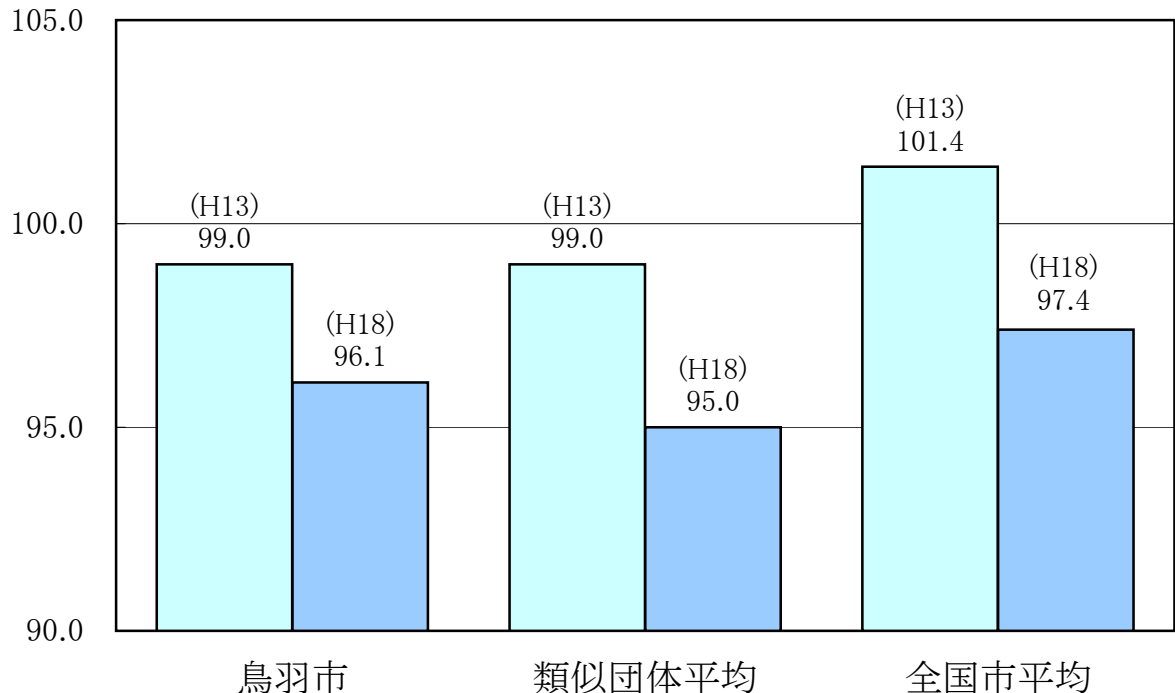
3 職員数は17年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

※ 平成17年度12月期末・勤勉手当において、管理職5%・一般職3%を減額支給しました。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（人口35,000人以下で、第Ⅱ・Ⅲ次産業の構成比率が85%未満の市）のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鳥羽市	42.0 歳	331,637 円	366,085 円	351,717 円
三重県	42.1 歳	357,490 円	441,127 円	388,203 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	43.2 歳	338,118 円	385,901 円	366,944 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鳥羽市	47.1 歳	305,800 円	324,932 円	316,100 円
うち清掃作業員	45.9 歳	304,600 円	337,446 円	324,973 円
うち用務員	48.5 歳	324,200 円	340,075 円	332,675 円
うち学校給食員	48.5 歳	298,800 円	307,814 円	302,728 円
三重県	46.2 歳	347,260 円	392,466 円	366,792 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	47.0 歳	311,588 円	335,821 円	327,353 円
民間事業者平均 (県内市町平均)	歳 (—)	— —	— 299,225 円	— —

(注) 民間事業者平均については、参考になる資料がないため、県内市町の平均給与月額を掲載しました。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鳥羽市	50.4 歳	391,750 円	410,949 円
三重県	43.9 歳	427,376 円	455,924 円
類似団体	43.9 歳	342,275 円	359,145 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		鳥 羽 市	三 重 県	国(国家公務員Ⅱ種)
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	138,400 円	142,800 円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	197,400 円	—
	高 校 卒	—	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

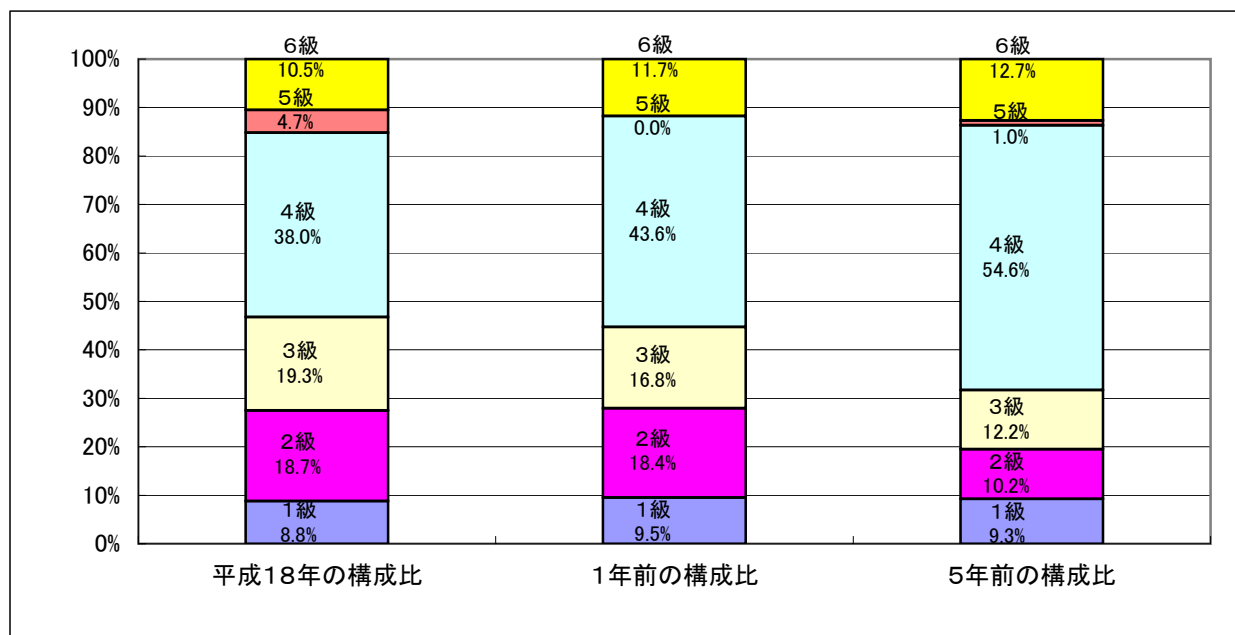
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,200 円	297,900 円	352,800 円
	高 校 卒	220,400 円	260,500 円	297,900 円
技能労務職	高 校 卒	205,100 円	242,100 円	283,200 円
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—

- (注) 1 職員の給料は、職務や学歴、経験年数によって決められます。
 2 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務吏員・技術吏員	15人	8.8%
2 級	事務吏員・技術吏員	32人	18.7%
3 級	主査・事務吏員・技術吏員	33人	19.3%
4 級	課長補佐・係長・主査	65人	38.0%
5 級	課長・副参事	8人	4.7%
6 級	課長・副参事	18人	10.5%

- (注) 1 鳥羽市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年度より8級制から6級制に変更しています。（1年前及び5年前の構成比については、旧給料表の1級及び2級を新1級に、4級及び5級を新3級にそれぞれ統合して表記しています。）

(9) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	418人
	普通昇給期間(12～24月)を 短縮して昇給した職員数 B	2人
	比 率 B/A	0.5%
16年度	職 員 数 A	445人
	普通昇給期間(12～24月)を 短縮して昇給した職員数 B	4人
	比 率 B/A	0.9%

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

鳥 羽 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,572 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,837 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.42 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10% ・ 管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (18年4月1日現在)

鳥 羽 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (年齢により2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (年齢により2%～20%加算)
(退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額	
自己都合 7,410 千円	
勸奨・定年 24,390 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		3,424 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		684,704 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
津市(5級地)	1 %	3 人	1 %
鳥羽市	0 %	0 人	0 %
市内診療所の医師	15 %	4 人	11 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
津市(5級地)	6 %	6 %
鳥羽市	0 %	0 %
医師	15 %	15 %

(注) 1 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

2 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

④ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		13,145 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		139,837 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算・医師を除く)		30,477 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		22.5 %	
手当の種類(手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	防疫業務に従事した職員	感染症防疫作業	1日につき300円
行旅病人及び死体の取扱作業従事手当	行旅病人取扱作業に従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件につき1,500円
	死体取扱作業に従事した職員	死体の取扱作業	1件につき3,000円
消防職員業務従事手当	火災・水防その他災害出動した消防職員	火災出動等における危険作業	1件につき250円
	救急業務に従事した消防職員	救急業務	1件につき250円
	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命措置に係る業務	上記に300円加算
ごみ処理業務従事手当	ごみ処理業務従事した職員	ごみ処理業務	1日につき300円
	ごみ焼却炉内、煙道・汚水路内の作業に従事した職員	ごみ焼却炉内、煙道・汚水路内の作業	上記に500円加算
船舶職員業務従事手当	船長職務に従事した船員	船長業務	1日につき120円
	機関長職務に従事した船員	機関長業務	1日につき80円
災害業務従事手当	災害対策本部の指示により、災害業務(気象警報発令中、屋外被害状況調査等)に従事した職員	災害業務(気象警報発令中、屋外被害状況調査等)	1日につき250円
医療事務従事手当(医師)	医師国家試験に合格し、診療所において医療事務に従事する職員	医療事務	1月につき70,000円
		往診業務	社会保険診療報酬点数表乙表に定める往診料の1/2
		夜間診療待機	1夜につき4,200円
医療事務従事手当(看護師)	看護師国家試験又は准看護師試験に合格し、診療所において医療事務に従事する職員	医療事務	1日につき150円 (限度額1,500円)

⑤ 時間外勤務手当

17年度決算	支給実績	44,157 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	115 千円
16年度決算	支給実績	48,577 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	118 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

⑥ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 2人まで 6,000円 ただし、配偶者のいない 場合 11,000円 ウ 扶養親族でない配偶者を 有する場合1人目 6,500円 エ その他の扶養親族 5,000円 なお、満16歳以上22歳まで の子については 5,000円加算	同じ	—	49,631 千円	227,661 円
住居手当	ア 借家、借間居住者支給対象 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円 イ 自宅居住者のうち新築または 購入後5年間 2,500円	同じ	—	15,248 千円	193,004 円
通勤手当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い 支給単位期間の1ヶ月当たりの 運賃相当額 55,000円 イ 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上60km未満 距離区分 に応じて6,500円～23,600円 60km以上 24,500円	同じ	—	30,490 千円	87,361 円
管理職手当	○ 課長・副参事の管理職に支給 ア 課長 給与月額の9% イ 副参事 給与月額の8%	異なる	○ 管理又は監督の地位 にある職員の官職の うち、規則で指定する 官職を占める職員に 対し支給 一種給料月額の25% 二種給料月額の20% 三種給料月額の16% 四種給料月額の12% 五種給料月額の10% 本省庁課長補佐給与 月額の8%	14,374 千円	463,671 円
管理職特別勤務手当	○ 管理職が臨時又は、緊急の必要 等により週休日又は休日等に勤務 した場合 6,000円 ただし、勤務に従事した時間が 6時間を超える場合 9,000円	異なる	○ 管理職が臨時又は、 緊急の必要等により 週休日又は休日等に 勤務した場合 一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,000円 四種 6,000円 五種 4,000円	180 千円	12,000 円
初任給調整手当	○ 医療職給料表の適用を受ける職員 のうち、採用による欠員補充が困難 と認められる職で新たに採用された 職員 307,900円	同じ	—	18,454 千円	3,690,800 円
休日勤務手当	○ 祝日及び年末年始に勤務した職員 に通常の時間単価に100分の135を 乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	○ 正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した 職員に支給 時間単価の100分の25	同じ	—	4,741 千円	163,453 円
特勤手当	○ 神島町に所在する公署に勤務する ため住居を移転した職員 給料月額の12%			826 千円	825,504 円
単身赴任手当	○ 公署を異にする異動等に伴い、住居 を移転し、同居していた配偶者と別居 することとなった職員 23,000円	同じ	—	276 千円	276,000 円
宿日直手当	○ 宿日直勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円

(注) 休日勤務手当の支給実績、支給職員1人あたり平均支給額は、時間外勤務手当に合算して表記しています。

(11) 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区分	給料	月額	
		額	等
給料	市長	890,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 980,000 円 / 546,700 円
	助役	688,000 円	800,000 円 / 495,800 円
	収入役	—	
報酬	議長	445,000 円	598,000 円 / 273,000 円
	副議長	377,000 円	522,000 円 / 227,000 円
	議員	337,000 円	465,000 円 / 206,000 円
期末手当	市区町村長 助役 収入役	(18年度支給割合) 4.45 月分	
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 3.90 月分	
退職手当	市区町村長 助役 収入役	(算定方式) 給料月額×(450/100)×在職年数 給料月額×(280/100)×在職年数 —	(1期の手当額) 1,602万円 770万円 —
	備考	(支給時期) 任期毎 任期毎 —	

- (注) 1 収入役について、平成17年9月30日をもって置かないこととしました。
 2 市長・助役について、平成17年12月期末手当において10%の減額支給を行いました。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、平成18年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	1,319,352千円	141,527千円	161,355千円	12.23%	12.31%

区分	職員数 A	給与費			一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
17年度	18人	76,272千円	9,211千円	31,004千円 116,487千円	6,472千円	6,971千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

※ 平成17年度12月期末・勤勉手当において、管理職5%・一般職3%を減額しました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鳥羽市	47.2 歳	365,887 円	502,277 円
全国市町村平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円
事業者	—	—	—

- (注) 1 基本給には、給料と扶養手当が合算されています。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鳥羽市	鳥羽市(水道事業以外の職員)
1人当たり平均支給額(17年度) 1,766 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,572 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10% ・ 管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10% ・ 管理職加算 10～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (18年4月1日現在)

鳥羽市	鳥羽市(水道事業以外の職員)
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (年齢により2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 自己都合 0 千円 勤奨・定年 0 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (年齢により2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 自己都合 7,410 千円 勤奨・定年 24,390 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
鳥羽市	0 %	0 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
鳥羽市	0 %	0 %

エ 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害業務従事手当	災害対策本部の指示により、災害業務(気象警報発令中、屋外被害状況調査等)に従事した職員	災害業務(気象警報発令中、屋外被害状況調査等)	1日につき250円

オ 時間外勤務手当

17年度 決算	支給実績	1,013 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	60 千円
16年度 決算	支給実績	2,096 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	117 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当 (18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 2人まで 6,000円 ただし、配偶者のいない 場合 11,000円 ウ 扶養親族でない配偶者を 有する場合1人目 6,500円 エ その他の扶養親族 5,000円 なお、満16歳以上22歳まで の子については 5,000円加算	同じ	—	3,899 千円	259,900 円
住居手当	ア 借家、借間居住者支給対象 12,000円を超える額 最高支給額 27,000円 イ 自宅居住者のうち新築または 購入後5年間 2,500円	同じ	—	450 千円	224,750 円
通勤手当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い 支給単位期間の1ヶ月当たりの 運賃相当額 55,000円 イ 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上60km未満 距離区分 に応じて6,500円～23,600円 60km以上 24,500円	同じ	—	1,658 千円	103,592 円
管理職手当	○ 課長・副参事の管理職に支給 ア 課長 給与月額9% イ 副参事 給与月額8%	異なる	○ 管理又は監督の地位 にある職員の官職の うち、規則で指定する 官職を占める職員に 対し支給 一種給料月額25% 二種給料月額20% 三種給料月額16% 四種給料月額12% 五種給料月額10% 本省庁課長補佐給与 月額8%	495 千円	494,424 円
管理職特別勤務手当	○ 管理職が臨時又は、緊急の必要 等により週休日又は休日等に勤務 した場合 6,000円 ただし、勤務に従事した時間が 6時間を超える場合 9,000円	異なる	○ 管理職が臨時又は、 緊急の必要等により 週休日又は休日等に 勤務した場合 一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,000円 四種 6,000円 五種 4,000円	0 千円	0 円
単身赴任手当	○ 公署を異にする異動等に伴い、住居 を移転し、同居していた配偶者と別居 することとなった職員 23,000円	同じ	—	0 千円	0 円
特地勤務手当	○ 神島町に所在する公署に勤務する ため住居を移転した職員 給料月額の12%			0 千円	0 円
休日勤務手当	○ 祝日及び年末年始に勤務した職員 に通常の時間単価に100分の135を 乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	○ 正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した 職員に支給 時間単価の100分の25	同じ	—	1,319 千円	263,714 円
宿日直手当	○ 宿日直勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円

(注) 休日勤務手当の支給実績、支給職員1人あたり平均支給額は、時間外勤務手当に合算して表記しています。

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

→1(5)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→1(5)②を参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

原則週休2日制、週40時間勤務で、1日の勤務時間は8時30分から17時15分までとなっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ① 年次有給休暇 1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ② 病気休暇 病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③ 特別休暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などがあります。
- ④ 介護休暇 配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について無給で与えられます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

その種類として、免職、および休職があります。

平成17年度の分限処分の状況は表のとおりです。

区 分	免 職	休 職	合 計
市 長 部 局		1人	1人
消 防		2人	2人
合 計		3人	3人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

その種類として、免職、停職、減給、戒告があります。

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。平成17年度の懲戒処分はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行する義務
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為の禁止
営利企業等の従事制限	営利企業等の従事することは制限されており、従事するには許可が必要
争議行為等の禁止	争議行為等の禁止
守秘義務	職務上知り得た秘密を漏らさない
政治的行為の制限	政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為の禁止

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成17年度）

(1) 職員研修の実施状況

職員研修については、基本方針として

- ① 職責の重要性を認識するとともに、人間性豊かな職員の育成
- ② 職務を公正・的確かつ効率的に処理する実務能力を備えた職員の育成
- ③ 幅広い視野、柔軟な思考力を備えた職員の育成

に沿って実施しています。

実施状況については、表のとおりです。

<庁内研修・自己啓発>

研 修 名	受講者数	日 数
課長(評定者)研修	28人	1日
課長補佐(評定者・目標設定)研修	36人	2日
係長(目標設定)研修	26人	1日
監督者(ディベート研修)	24人	2日
住民対応能力向上研修	48人	1日
法制執務研修	23人	2日
交通安全研修	46人	1日
PFI研修	14人	1日
人権啓発・メンタルヘルス研修	104人	1日
普通救命講習	42人	1日
通信教育講座	5人	—

<派遣研修>

派 遣 先	受講者数
三重県自治会館組合	29人
三重県市町村振興協会	11人
その他	25人

(2) 職員の勤務評定の実施状況

市では今後、職員の能力、資質、業績、勤務態度等を把握し、昇給、昇任、配置転換等の人事管理へ反映させるため、新たな勤務評定制度の確立を目指し試行中です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理について

労働安全衛生法及び安全衛生管理規程に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、定期健康診断、メンタルヘルス研修、産業医の保健指導・健康相談を実施しています。

(2) その他の福利厚生について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の報告

(1) 公平委員会の概要

- ① 職員の給与等勤務条件に関する措置の要求を審査及び判定し、必要な措置を執ります。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をします。

(2) 公平委員会の業務の状況（平成17年度）

業 務 の 種 別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件